

短期入所生活介護やすらぎホーム 料金表（2015年4月～7月まで）

1)短期入所専用室は全て2人室で、併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)＜多床室＞に該当します。

※ただし、併設介護老人福祉施設の空床利用の場合を除く。

負担段階	要介護度	介護費用 1割負担額	滞在費/1日	食費/1日	合計金額
第1段階	要支援1	542	0	300	842円
	要支援2	658			958円
	要介護1	742			1,042円
	要介護2	814			1,114円
	要介護3	887			1,187円
	要介護4	960			1,260円
	要介護5	1,030			1,330円
第2段階	要支援1	542	370	390	1,302円
	要支援2	658			1,418円
	要介護1	742			1,502円
	要介護2	814			1,574円
	要介護3	887			1,647円
	要介護4	960			1,720円
	要介護5	1,030			1,790円
第3段階	要支援1	542	370	650	1,562円
	要支援2	658			1,678円
	要介護1	742			1,762円
	要介護2	814			1,834円
	要介護3	887			1,907円
	要介護4	960			1,980円
	要介護5	1,030			2,050円
第4段階	要支援1	542	380	1,420	2,342円
	要支援2	658			2,458円
	要介護1	742		朝/360円	2,542円
	要介護2	814		昼/515円	2,614円
	要介護3	887		夜/545円	2,687円
	要介護4	960			2,760円
	要介護5	1,030			2,830円

介護費用1割負担の考え方＜多床室の場合＞

要介護度	単位	機能訓練 指導加算	夜勤職員 配置加算	サービス提供体 制強化加算	介護職員 処遇改善Ⅰ	地域 加算	1日単価
要支援1	473	12	なし	18	30	10.17	542円
要支援2	581				36		658円
要介護1	646		13		41		742円
要介護2	713				45		814円
要介護3	781				49		887円
要介護4	848				53		960円
要介護5	913				56		1,030円

2) 併設特別養護老人ホームやすらぎホームの空床利用で従来型個室の場合

負担段階	要介護度	介護費用 1割負担額	滞在費/1日	食費/1日	合計金額
第1段階	要支援1	499	320	300	1,119 円
	要支援2	612			1,232 円
	要介護1	670			1,290 円
	要介護2	742			1,362 円
	要介護3	815			1,435 円
	要介護4	887			1,507 円
	要介護5	957			1,577 円
第2段階	要支援1	499	420	390	1,309 円
	要支援2	612			1,422 円
	要介護1	670			1,480 円
	要介護2	742			1,552 円
	要介護3	815			1,625 円
	要介護4	887			1,697 円
	要介護5	957			1,767 円
第3段階	要支援1	499	820	650	1,969 円
	要支援2	612			2,082 円
	要介護1	670			2,140 円
	要介護2	742			2,212 円
	要介護3	815			2,285 円
	要介護4	887			2,357 円
	要介護5	957			2,427 円
第4段階	要支援1	499	1,180	1,420	3,099 円
	要支援2	612			3,212 円
	要介護1	670		朝/360円	3,270 円
	要介護2	742		昼/515円	3,342 円
	要介護3	815		夜/545円	3,415 円
	要介護4	887			3,487 円
	要介護5	957			3,557 円

介護費用1割負担の考え方<従来型個室の場合>

要介護度	単位	機能訓練 指導加算	夜勤職員 配置加算	サービス提供体 制強化加算	介護職員 処遇改善 I	地域 加算	1日単価
要支援1	433	12	なし	18	27	10.17	499 円
要支援2	538				34		612 円
要介護1	579		13		37		670 円
要介護2	646				41		742 円
要介護3	714				45		815 円
要介護4	781				49		887 円
要介護5	846				52		957 円

負担段階は以下のように区分する

【第1段階】	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方
【第2段階】	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下で、かつ世帯全員が市民税非課税の方
【第3段階】	第2段階以外の世帯全員が市民税非課税の方（課税年金収入が80万円以上）
【第4段階】	上記以外の課税世帯の方

この負担段階は、年収に応じて自動的に振り分けられるものではなく、市役所で所定の手続き（介護保険負担限度額認定申請をして、認定証が発行されます。）を経て認定される。

注) 併設介護老人福祉施設の空床利用の場合は、入居者が退院したときに別の居室へ移動していただく場合があります。その際の滞在費は移動先の居室形態に合わせて徴収させていただきます。

【食費の1食ごとの内訳】

朝食360円、昼食515円、夕食545円（計1,420円）です。食費の請求は1食ごとに行う。尚、第4段階以外の方で、1日当たりの食数の合計の食費が、上表の食費欄の金額より少ない場合は、その少ない方の金額を請求する。（例：第3段階の方が朝食のみを召し上がった場合、その日の食費は、650円ではなく360円とする。）

3) 上記の料金に加え、以下の費用を頂きます

①送迎料金 片道184単位 往復368単位

※施設職員が、施設の車両で送迎した場合

②療養食加算 1日につき23単位

※医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合

③緊急短期入所受入加算 1日につき90単位（7日間限度 ※事情により14日間まで）

※介護支援専門員の判断により緊急に利用となった場合

④若年性認知症利用者受入加算 1日につき120単位

※65歳未満の方で認知症と診断された方のご利用の場合、65歳の誕生日の前々日まで

⑤実質30日を越えて短期入所生活介護を利用される場合

※31日を超える利用について、1日につき30単位減額となります

⑥看護体制加算Ⅰ・Ⅱ 1日につき12単位

※併設特別養護老人ホームやすらぎホームの空床利用の場合に算定

⑦その他

1) 食費については、当日の利用者側の都合によるキャンセルの場合は所定の食費の半額を頂きます。

2) 通常の実施地域以外の地域への送迎の場合も、追加の交通費は頂きません。

3) 上記は、介護保険適用の場合の金額です。